

日本遺産魅力発信推進事業について

- ・ 事業実施にあたり、単価上限等を設定しているので留意すること。
(上限を超えて支出した額は助成の対象にならない)
- ・ 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下、「協議会」という）及び協議会の構成団体、構成団体の構成員に対する支出はできない。
- ・ 協議会からの委託料支払は、事業完了後となる。
- ・ 事業期間外の行為は補助対象にならない。
- ・ 当事業は文化庁の文化芸術振興費補助金（日本遺産魅力発信推進事業）の交付を受け実施する。会計検査院の検査対象となるので、会計帳簿を整備し、事業の趣旨に沿った適正な支出に努めること。
- ・ 通帳、契約、検収及び支払の関係書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存が必要となる。
- ・ 実績報告書提出の際は、上記の帳簿の写しを提出すること。
- ・ 補助事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、調査報告書等）には、協議会に申請の上、文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマーク並びに「日本遺産魅力発信推進事業」と記載すること。
- ・ 事業の報告書を作成する場合には、上限を300部とする。
- ・ 事業実施にあたり不明な点は、協議会担当者あて問合せのこと。

各費目における単価上限、補助対象外経費等

費目	細分	注意事項	上限金額
賃金		本事業のために臨時に雇用する者のみ対象 (協議会を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外)	930円/時
共済費		イベント保険、その他危険な作業を伴う場合のみ対象。 健康保険、年金保険、雇用保険等は補助対象外	—
報償費	会議出席	有識者による審議、討論等	12,900円/日
	講演	専門家による講話、研究報告等。技芸等の実演、指導等は補助対象外	35,000円/日
	調査	専門家による現地調査	12,000円/日
	指導・実技	技芸等の実演、指導、教授等	9,400円/日
	原稿執筆	日本語 400字(A4用紙1枚)程度	1,800円/枚
		外国語 200字(A4用紙1枚)程度	3,600円/枚
	翻訳	和文英訳 200語(A4用紙1枚)程度	5,800円/枚
		英文和訳 400字(A4用紙1枚)程度	4,000円/枚
		その他和訳 400字(A4用紙1枚)程度	5,700円/枚
	出演料	社会通念上、著しく高額と認められる場合は補助対象外	—
全般	協議会を構成する団体及びそのメンバーに対する支出は補助対象外	—	
旅費	交通費	公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額 特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代は補助対象外	—
	宿泊費	真に必要な場合に限る。(ただし、食事は補助対象外)	9,800円/日
	日当	補助対象外	—
	需用費	消耗品費	・1点10万円(税込み)以上の高額物品 ・電化製品(パソコン・カメラ)など、転売可能な物品 ・参加者、協力者、一般人への贈答が目的の物品(賞状、景品、グッズ等) ・個人が所有することとなる物品(法被、足袋等) ・参加者が実費負担すべき消耗品(材料費等)
全事項共通		上記の基準に沿わない経費、積算根拠が不明確な経費	全額補助対象外

※その他補助対象外経費

食糧費	食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等もすべて)	左記はすべて補助対象外
不動産関係費	建物の建設、不動産購入費、不動産賃貸費	
祭等運営費	祭行事、レセプション(表彰式、懇親会、祝賀会等)の運営経費、大会参加費	
団体が当然負担すべき経費	団体の維持経費(家賃、光熱水費、電話代、臨時雇用者以外の賃金、サーバー維持管理費)、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等	
既存活動経費	団体の既存活動に要する経費	
応募経費	本事業の応募に係る通信費、旅費等	
補助期間外の支出	委託契約締結日～完了日以外に実施した事務事業に係る経費	